

共同研究・学術指導におけるアワーレート方式の導入および産学連携報奨金支給制度について

国立大学法人滋賀医科大学

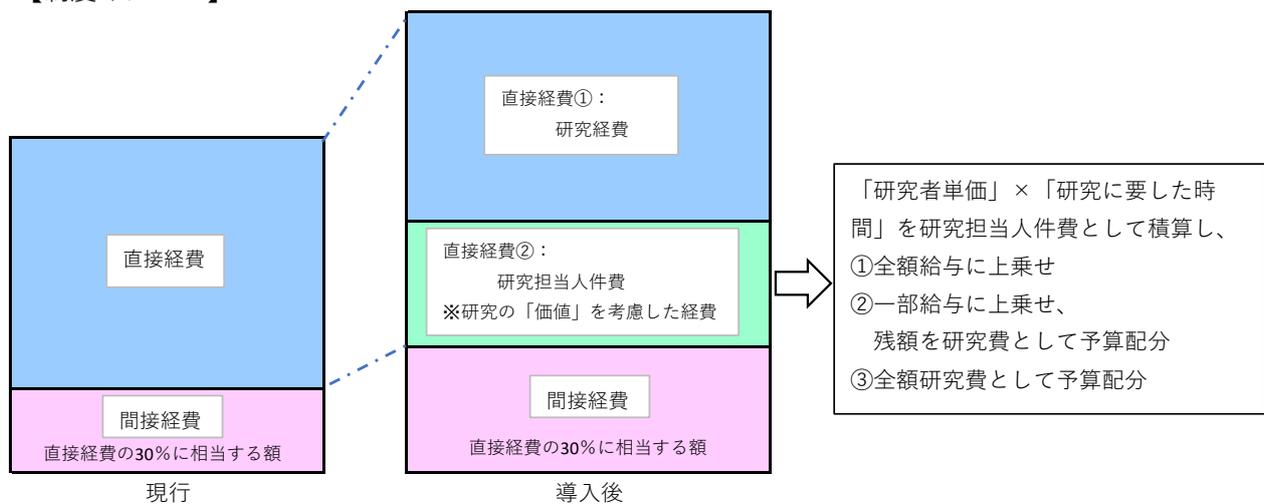
本学では、これまで共同研究・学術指導の実施に当たり、民間企業等に研究費として直接経費（研究遂行に直接必要な経費）および間接経費（研究遂行で直接経費以外に必要な経費）をご負担いただいております。

一方で、令和2年6月に文部科学省および経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（追補版）」では、産学官連携における費用負担の適正化として、連携により得られる「価値」への投資を産業界に求めることが提唱されました。

上記を受け、本学においても、**常勤教員の共同研究・学術指導への関与時間に対する報酬として、アワーレート方式による研究担当人件費を積算可能とする制度設計を行い、「産学連携報奨金支給制度」を導入することとなりました。**

本制度の導入は、共同研究・学術指導の更なる推進を図るうえで必要である旨、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

【制度イメージ】



◆研究担当人件費にかかる研究者単価は、職責により異なります。

教授 6,000円/時間、 准教授・講師 5,000円/時間、 助教・助手 4,000円/時間

◆研究担当人件費は、共同研究・学術指導における直接経費として計上しますが、学内予算及び会計処理上においては、間接経費（収益）として取り扱います。